



# 第3次浦添市男女共同参画行動計画

## ～てだこ女男プラン～

【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】

【浦添市働く女性の活躍推進計画】



平成29年3月



浦 添 市





“あなた”と“わたし”が認め合い

支え合う“自分らしく”輝くまち

をめざして



誰もが自らの意思に基づき個性と能力を発揮し、自分らしく輝くことができる社会をめざすためには、すべての人が性別等に関わりなく、お互いの人権を尊重し、協力し合いながら社会の担い手となる男女共同参画社会を進めることが必要です。

浦添市は、平成17年度に「第2次浦添市男女共同参画行動計画～てだこ女男(ひと)プラン～」を策定し、その後、平成20年4月には「浦添市男女共同参画推進条例」を施行してさまざまな施策に取り組んでまいりました。

平成28年10月に実施した市民意識調査では、結婚や家庭生活に関しては、「自分らしく」生きることを肯定的に捉える考え方が浸透してきている様子が見え、一方、社会のあらゆる場面において、未だ性別による不平等感が残っていることが見えます。

また、世帯構成の変化による家事・育児・介護の分担、非正規雇用の増加、ワーク・ライフ・バランスの推進、生活の困窮状態にある子育て世代の状況、性の多様性に関する事等、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、さまざまな課題に対応するために、新たな基本理念のもと4つの基本方針と4つの重点施策を掲げた「第3次浦添市男女共同参画行動計画～てだこ女男(ひと)プラン～」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、決して行政だけで成し遂げることはできません。浦添市に住み、働き、学び、活動するすべての市民や事業者、団体等と市が協働して取り組むことが重要であり、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心に論議し御提言いただいた浦添市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、意識調査に御協力いただいた市民や事業所の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

浦添市長 松本 哲治

# 目次

## 第1章 はじめに

1. 計画策定の目的等	1
(1) 国連の動き	1
(2) 日本の動き	2
(3) 沖縄県の動き	3
(4) 浦添市の動き	4
2. 計画の性格と位置づけ	5
3. 計画期間	5

## 第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	7
2. 基本方針と目標指標	8
3. 重点施策	10
(1) 子育て世代が活躍する環境づくり	10
(2) 次世代に向けた意識啓発	11
(3) 配偶者等からの暴力(DV)被害者等への支援の充実	12
(4) 多様な性を認め合う「レインボー都市うらそえ」の実現	13
4. 施策の体系	15

## 第3章 具体施策の展開

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	17
(1) 市民への意識啓発・情報発信の推進	18
(2) 次世代に向けた意識啓発の推進	19
2. 配偶者等からの暴力(DV)等の根絶	
【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】	20
(1) 配偶者等からの暴力等の防止に向けた取り組み	21
3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進	23
(1) 多様な性を知り、認め合う社会づくりの推進	24
(2) 人権意識の高揚促進	24
(3) 性に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援	25
(4) 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	26
4. すべての人が活躍できる社会の実現	27
(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進	28
(2) すべての人が能力を発揮するための支援等の充実	29

## 第4章 【浦添市働く女性の活躍推進計画】について 31

## 第5章 計画の推進に向けて

1. 進捗管理の徹底	33
2. 市民・関係団体・事業者等との協働による計画の推進	33
3. 庁内連携の推進	33

## 参考資料

1. 浦添市の概況	35
(1) 人口・世帯数	35
(2) 男女別就業者数等	40
(3) 婚姻・離婚	42
(4) ひとり親の状況	43
(5) 教育・保育の状況	44
(6) 家庭児童相談及び女性相談の状況	46
(7) 各分野における女性の進出状況	47
2. アンケート調査結果の概要	48
(1) 市民意識調査	48
(2) 事業所意識調査	50
3. 施策点検結果の概要	55
(1) 男女の人権の尊重	55
(2) 男女共同参画の視点に立った慣習、制度の見直し	55
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	55
(4) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	56
(5) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立と支援	56
(6) 高齢期の男女が安心して生き生き暮らせる環境整備	56
(7) 生涯を通じた男女の健康支援	56
(8) 男女共同参画社会をみんなで推進するまちづくり	56
(9) その他	57
4. 法及び上位・関連計画等の整理	58
(1) 国の動向（関連法・計画の概要）	59
(2) 沖縄県の動向（関連条例・計画の概要）	68
(3) 浦添市の動向（関連条例、上位・関連計画の概要）	72
5. 策定経緯	85
6. 策定体制	86
(1) 浦添市男女共同参画推進条例施行等規則	87
(2) 男女共同参画審議会 委員名簿	89
(3) 浦添市男女共同参画施策推進本部設置規程	90
(4) 男女共同参画施策推進本部名簿	92
(5) 第3次浦添市男女共同参画行動計画検討部会設置要綱	93
(6) 浦添市男女共同参画行動計画検討部会名簿	94
7. 用語集	95
8. その他資料	100



## 第1章 はじめに

---

1. 計画策定の目的等
2. 計画の性格と位置づけ
3. 計画期間



## 第1章 はじめに

### 1. 計画策定の目的等

男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会基本法第14条の規定により、市町村の努力義務として位置づけられており、浦添市においても浦添市男女共同参画推進条例（平成19年12月25日施行）第9条により、策定するものとして明記されています。

浦添市においては、平成17年度に策定された「第2次浦添市男女共同参画行動計画～てだこ女男（ひと）プラン」に基づき、各種男女共同参画施策に取り組んでいる状況にあります。同計画は平成18年度～平成27年度の計画期間としており、計画期間満了に伴い、新計画の策定が必要となりました。

一方で、この間、国においては、後述の通り第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）の策定、沖縄県においても第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～（平成29年3月策定）の策定が進められてきました。

こうした国・県等の新たな動向等を考慮し、踏襲したうえで第3次浦添市男女共同参画行動計画を策定するため、第2次浦添市男女共同参画行動計画の期間を1年延長しました。

本計画は、後述するような背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現により、すべての市民が安心して暮らすことができるまちを目指すため、本市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進することを目的に策定しました。

#### （1）国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945（昭和20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975（昭和50）年に「国連婦人の10年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等、女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985（昭和60）年にはナイロビで「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京で「第4回世界女性会議」が開催されています。これらの取り組みにより、フェミニズム\*論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成17）年、第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性2000年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメント\*のための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成 22）年、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性 2000 年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成 23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する 4 つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー※問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

2012（平成 24）年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

※フェミニズム：男女同権を実現し、性差別のない社会を目指して、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

※エンパワーメント：誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、発揮できること。

※ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

## （2）日本の動き

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977（昭和 52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（1987 年）、「男女共同参画 2000 年プラン」（1996 年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（2000 年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000 年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により大きく前進し、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）」が施行されました。

さらに、2015（平成 27）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国や地方公共団体及び一定規模以上の民間事業主には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

2015（平成 27）年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、第 3 次計画で示された 15 の政策分野の見直しを行うとともに分野の整理・統合を図り、“男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍”等を加えた 12 の政策分野が示されました。

■参考：国の第4次男女共同参画基本計画における政策分野

<p>政策領域Ⅰ あらゆる分野に おける女性の活 躍</p>	<p>第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p>
<p>政策領域Ⅱ 安全・安心な暮 らしの実現</p>	<p>第6分野 生涯を通じた女性の健康支援 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</p>
<p>政策領域Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向け た基盤の整備</p>	<p>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においても、1984（昭和59）年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画 ～DEIGOプラン21～」（第1次）（1993（平成5）年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（1997（平成9）年）、「沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGOプラン～」（第2次）（2002（平成14）年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、2003（平成15）年には「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。加えて、2007（平成19）年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」（第3次）を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点項目として掲げています。

さらに、同計画の終了に伴い、2012（平成24）年度から2016（平成28年）度までの計画として「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」（2012（平成24）年）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。なお、2017（平成29）年3月に「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」が策定され、女性活躍推進法に基づく推進計画の内容や子どもの貧困対策等が新たな視点として位置づけられました。

#### (4) 浦添市の動き

浦添市では、1988（昭和 63）年に第 2 次浦添市総合計画に「婦人」の章を新設し、婦人担当主査を配置しました。同年「浦添市婦人問題会議」を設置して、施策として取り組み始めました。

1990（平成 2）年に、「浦添市婦人問題会議」の名称を「浦添市女性会議」に変更し、『てだこ女性プラン』（1991（平成 3）年～2000（平成 12）年）策定のための答申を行いました。

この第 1 次てだこ女性プランを指針として、浦添市の男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を推進してきました。平成 4 年に女性施策推進本部を設置して女性行政担当を配置し、庁内調整の機能を持たせました。また、翌年には女性団体や青年団体の活動及び交流の拠点として「ハーモニーセンター」を建設し運営しています。

「てだこ女性プラン」が終了した翌年には実績報告書をまとめ、第 3 次浦添市総合計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づけています。

平成 14 年、15 年度の 2 カ年間は引き続き、企画部女性行政担当を調整役として設置し、講演会、シンポジウム、女性団体連絡協議会 10 周年フェスティバル等の開催や職員アンケートなどを実施してきました。そして、平成 16 年度に「第 2 次行動計画」の策定に向けた市民と行政の協働による「男女共同参画ワークショップ」を実施し、平成 17 年度に「第 2 次浦添市男女共同参画行動計画（てだこ女男プラン）」を策定し、「メンズキッチンデー」をアクションプランに位置付けました。

2007（平成 19）年 12 月には「浦添市男女共同参画推進条例」を制定し、5 つの基本理念や行政、市民、事業者等の責務等について定めました。

2008（平成 20）年 4 月 1 日施行「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例」により、建物の名称を「浦添市ハーモニーセンター」から「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター」とし、男女共同参画を推進する拠点として位置づけました。

2013（平成 25）年 10 月には、男女共同参画推進の取り組みをより広報するため、「浦添市男女共同参画推進シンボルマーク」及び「浦添市女性に対する暴力をなくす運動シンボルマーク」を公募により決定しました。

2014（平成 26）年 4 月 24 日施行「浦添市審議会等への女性委員の登用促進規程」の制定により、女性の意見を政策及び方針決定の場へ反映させることが促進されました。

2016（平成 28）年 3 月「浦添市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定されました。

2017（平成 29）年 1 月 1 日には、すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、誰もがティンダ（太陽）のように輝けるよう、住みやすいまちを目指し、「レインボー都市うらそえ宣言」を行いました。



浦添市男女共同参画推進  
シンボルマーク

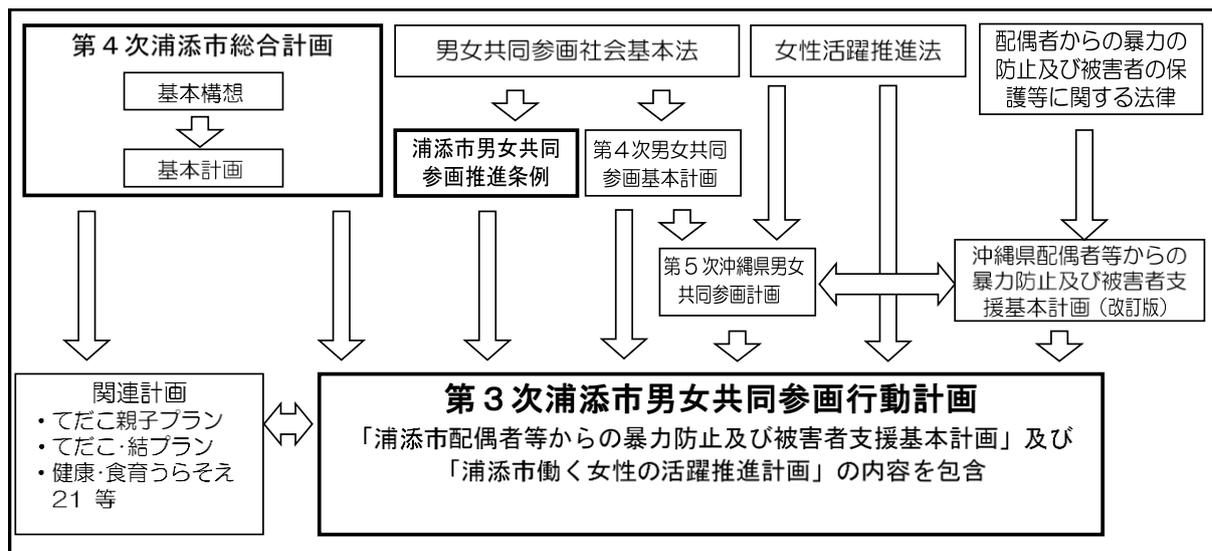


浦添市女性に対する暴力をなくす運動  
シンボルマーク

## 2. 計画の性格と位置づけ

第3次浦添市男女共同参画行動計画は、男女共同参画社会基本法第14条に規定される【浦添市男女共同参画行動計画】、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に規定される【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に規定される【浦添市働く女性の活躍推進計画】としての性格を併せ持つ計画です。

### ■計画の位置づけ



## 3. 計画期間

本計画は、2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間の計画として策定し、中間年度である2021（平成33）年度に中間見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や施策点検結果等により計画変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)
第3次浦添市男女共同参画計画（10年間）									
				中間見直し	第3次浦添市男女共同参画計画<改訂版>				



## 第2章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念
2. 基本方針と目標指標
3. 重点施策
4. 施策の体系



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

浦添市では、国の男女共同参画基本法及び浦添市男女共同参画推進条例に基づき、すべての人が性別等に関わりなく、お互いの人権を尊重し、協力し合い、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を目指し、まちづくりを推進して参りました。

そのような中、結婚や家庭生活に関しては個人の価値観等を尊重し「自分らしく」生きることを肯定的に捉える考え方が市民にも浸透してきている様子がうかがえます。しかしながら、男女の平等感については、家庭生活を含め、職場や政治の場など社会のあらゆる場面において、未だ性別による不平等感が残っており、自らの生活については“自分らしさ”を発揮できていない人も多くいるのが現状です。

“自分らしさ”とは本来、性別や年齢、国籍、人種等に関わらず自らが決定できる人権であると考えます。“自分らしさ”が尊重される社会をつかっていくためには、互いの個性を認め合い、その個性を理解した上で支え合うことが大切です。

こうして認め合い、支え合うことで培われた自信と誇りは、“自分らしい”自立した人生を送ることにつながるとともに、すべての人の個性が太陽のように輝く、生きやすく暮らしやすいまちづくりにつながっていくと考えます。

こうした想いをそれぞれのフレーズに込め、本計画の基本理念を“あなた”と“わたし”が認め合い 支え合う “自分らしく”輝くまち」と設定しました。この基本理念を実現するために、後述する基本方針及びそれに基づく具体施策の展開を図ります。

#### 【基本理念】

“あなた”と“わたし”が認め合い 支え合う

“自分らしく”輝くまち



## 2. 基本方針と目標指標

前述の基本理念の実現に向け、本計画を推進するため、以下の4つを基本方針とし、基本方針に基づき第3章の具体施策を展開していきます。

また、計画の進捗状況を客観的に測るため、次頁の目標指標を設定し、前述の進捗評価と併せて点検します。なお、アンケート調査等、毎年度の実施が難しい指標については、計画の見直し作業（概ね5年毎）に際して点検を行います。

### 基本方針1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、行政のみならず、市全体でその目的や理念を共有し、一人ひとりが意識を持って主体的に取り組まなくてはなりません。

そのため、多様な情報媒体の活用やあらゆる場面を活用した意識啓発や情報発信を行うとともに、次世代を担う子どもたちへの教育・意識啓発等を進めていきます。

### 基本方針2. 配偶者等からの暴力（DV）等の根絶

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等をはじめとするあらゆる暴力は、いかなる場合でも決して許してはいけません。

このような暴力の根絶と予防に向けた意識啓発を図っていくとともに、早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実や被害者への対応の充実、さらには被害者の生活を再構築するための支援等を進めていきます。

### 基本方針3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進

市民がいつでも健やかで明るく、安心できる生活を営むためには、互いの個性や考え方を認め合い、尊重し、支え合いながら生きていくことが重要です。そして、職場をはじめ社会においては、あらゆるハラスメント行為が人権侵害であるとの認識が必要です。

そのため、多様な性に関する意識啓発や人権教育の推進、困っている人への生活支援等により、子どもから高齢者、障がい者、外国人、ひとり親、性的マイノリティ等、性別、年齢、国籍、人種等を問わず、すべての人が生きやすい、住みやすいまちづくりを進めていきます。また、発達段階に応じた性教育・思春期教育、女性の生涯にわたる健康づくりを進めます。

### 基本方針4. すべての人が活躍できる社会の実現

すべての人が自身の能力を発揮しつつ自立した社会生活を送るためには、家庭生活や地域活動、仕事等の調和（ワーク・ライフ・バランス）を自らの意思で選択できる環境づくりが求められます。

そのため、家庭生活や地域活動、職業生活等のあらゆる場面で活躍できる社会の実現を目指し、男性の家事・育児等への参加促進や育児・介護休業の取得促進をはじめ、個々の能力を高めるための支援や女性が働きやすい環境づくり等を進めていきます。

基本方針1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

※男女共同参画推進ハローセンター（表中、ハローセンターと記載）

項目	現状値 2016(H28) 年度	中間 2021(H33) 年度	目標値 2026(H38) 年度	根拠資料等
社会のあらゆる場面において、男女が「平等」であると回答する者の割合 （①家庭生活、②職場、③学校教育、④社会通念・慣習・しきたり、⑤社会全体）	①27.6% ②24.0% ③56.3% ④10.9% ⑤14.8%	上昇	各項目 10% 上昇 (H28 ベース)	市民意識調査

基本方針2. 配偶者等からの暴力（DV）等の根絶

項目	現状値 (2016 年度)	中間 (2021 年度)	目標値 (2026 年度)	根拠資料等
夫婦や恋人の間で「殴るふりをしておどす行為を、どんな場合でも暴力だと思う」と回答した者の割合	66.1%	73%	80%	市民意識調査
DV被害を受けたことのある者のうち、どこにも（誰にも）相談をしなかった（できなかった）者の割合	45.8%	30%	20%	市民意識調査

基本方針3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進

項目	現状値 (2016 年度)	中間 (2021 年度)	目標値 (2026 年度)	根拠資料等
性の多様性 パートナーシップ制度	—	創設	—	—
何らかのセクハラを受けたことがある者の割合	32.2%	25%	15%	市民意識調査
何らかのセクハラ対策を行っている企業の割合	23.5%	35%	50%	事業所意識調査

基本方針4. すべての人が活躍できる社会の実現

項目	現状値 (2016 年度)	中間 (2021 年度)	目標値 (2026 年度)	根拠資料等
男性の育児休暇取得率 (浦添市役所)	4.8%	13% (H32)	—	職員課
保育所待機率	6.5%	解消	解消	第3次てだこ親子プラン
市役所の管理職に占める女性の割合	17.4% (H27)	20%	25%	ハローセンター
審議会等への女性の登用率	33.5% (H27)	40%	45%	ハローセンター

### 3. 重点施策

#### (1) 子育て世代が活躍する環境づくり

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が2015（平成27）年に制定され、国、地方自治体、常時雇用301人以上の企業においては事業主行動計画の策定が義務付けられるなど、女性の活躍を推進するための方策が急務となっています。

そのような中、本市においては子どものいる世帯の割合（18歳未満世帯員のいる世帯）が県内市部では3番目に高く、子どもの多い地域となっています。また、合計特殊出生率は1.87（平成25年）と、全国平均（1.43）を大きく上回っています。

しかしながら、子育てを取り巻く環境をみると、保育所等の待機率は6.5%（平成28年）と県平均（5.7%）より高い数字となっており、就労を希望する世代の活躍の妨げになっています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯に対して1割弱（9.4%：平成27年）がひとり親世帯という統計も出ています。さらに、本県は、子どもの貧困が深刻な課題となっており、生活の困窮状態にある子育て世代への支援も急務となっています。

一方、2016（平成28）年に実施した市民意識調査の結果では、女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこととして、「働きやすい労働条件」「育児・介護休業制度、諸手当の充実」「労働条件の男女差をなくす」が上位を占めるなど、労働条件や環境の改善への関心が高くなっています。

そこで、働きたい人が仕事と育児・介護等を両立しつつ誇りをもって仕事に取り組むことができるよう、「子育て世代が活躍する環境づくり」を重点施策の1つとして掲げ、保育サービスの充実や就労環境の改善に積極的に取り組んでいきます。

【「第3章 具体施策の展開」における関連施策】	
・3-(4)-①生活上の困難を抱える子どもに対する支援	ア)生活上の困難を抱える子どもたち及び保護者、家族等への支援
・3-(4)-③ひとり親家庭への支援	ア)ひとり親家庭への支援策の推進 イ)生活上の課題を抱える母子世帯の生活支援及び自立支援 ウ)ひとり親家庭への就業支援 エ)待機児童解消等の推進 オ)相談体制の充実・相談員のスキルアップ
・4-(1)-①家庭生活における男女共同参画の推進	イ)男性の家事・育児・介護等への参加促進
・4-(1)-③職場環境における男女共同参画の推進	ア)男性の育児・介護休業の取得促進に向けた意識啓発 イ)市役所における男性の育児・介護休業等の取得促進 ウ)保育サービスの充実やくるみん企業の普及啓発等による子育てしながら働く環境づくり エ)各種法制度の周知、長時間労働の是正等による就労環境改善の啓発 オ)男女共同参画に積極的な企業の取り組み支援 カ)フレックスタイムの導入促進等による多様な働き方への意識啓発

(2) 次世代に向けた意識啓発

男女共同参画社会の実現に向けては、固定的性別役割分担意識に捉われないための教育をはじめ、多様な性を認め合う意識啓発や人権・平和教育等を通し、子どもの頃からの意識づくりが重要です。

こうして多様な個性を寛容に認め合う意識を持った子どもたちが成長し、社会の一員として社会をつくっていくことが、男女共同参画社会の実現につながります。

子どもたちが成長したときに、より生きやすい、暮らしやすい浦添市であるために、「次世代に向けた意識啓発」を重点施策の1つとして掲げ、男女共同参画社会に近づけるよう、取り組みを進めていきます。

【「第3章 具体施策の展開」における関連施策】	
・1-(2)-①保育・教育現場における意識啓発の推進	ア)性別に捉われない教育等の推進、人権教育 イ)固定的な性別役割分担意識に捉われない教育環境づくり ウ)職員等の学習機会の確保 エ)男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進、性別に捉われない進路・職業選択
・2-(1)-①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	ア)デートDV等、あらゆる暴力防止に向けた意識啓発
・3-(1)-②性的マイノリティへの支援充実	オ)性的マイノリティの理解促進に向けた啓発、トイレ・更衣室等学校生活で必要な当事者への配慮
・3-(2)-①人権意識の啓発	イ)発達段階に応じた人権教育の推進
・3-(2)-②平和な社会づくりと国際社会への貢献	イ)平和学習等の推進による平和を希求する意識の高揚促進
・3-(3)-②発達段階に応じた性教育・思春期教育の実施	ア)望まない妊娠予防、デートDV防止教育等、発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進



### (3) 配偶者等からの暴力(DV)被害者等への支援の充実

国においては、2003(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法が制定され、この間、本市においてもDV相談や沖縄県女性相談所との連携、自立支援等の体制の整備に努めてきました。しかしながら、女性相談や家庭児童相談においては暴力に関する相談は約半数を占め、2016(平成28)年度に実施した市民意識調査では、「身近でDV等を見聞きしたことがある」、「回答者自身が被害に遭ったことがある」と回答した割合がともに約4割という結果となりました。さらには被害者の半数近くが「どこにも相談しなかった」と回答しており、被害に苦しみながらもどこにも相談できず、一人で抱え込んでしまう状況がみられます。

こうしたことから、「第3章 具体施策の展開」の、「2. 配偶者等からの暴力(DV)等の根絶—浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画—」とそれに関連する内容を重点施策の1つとして位置づけ、暴力の防止に向けた啓発や相談体制等の充実、被害者支援の充実等を進めていきます。

【「第3章 具体施策の展開」における関連施策】	
・2-(1)-①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	ア)あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発 イ)DV防止法等、関連する法制度の周知
・2-(1)-②相談窓口の周知と相談体制の充実	ア)暴力に関する相談窓口の周知 イ)庁内及び関係機関等との連携による相談体制の充実 ウ)相談員のスキルアップ支援等による相談対応の充実
・2-(1)-③被害者支援の充実	ア)通報・通告義務の周知や関係団体との連携によるDV等の早期発見・早期対応 イ)庁内窓口や健診事業、保幼小中との連携による児童虐待等の早期発見、早期対応 ウ)配偶者暴力相談支援センター等との連携による一時保護への対応 エ)DV等被害者の情報保護 オ)被害者の新生活に向けた支援(住居確保、就労支援等)
・3-(3)-①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重	ア)情報発信や講座の実施等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の意識啓発
・3-(3)-②発達段階に応じた性教育・思春期教育の実施	ア)望まない妊娠予防、デートDV防止教育等、発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進



(4) 多様な性を認め合う「レインボー都市うらそえ」の実現

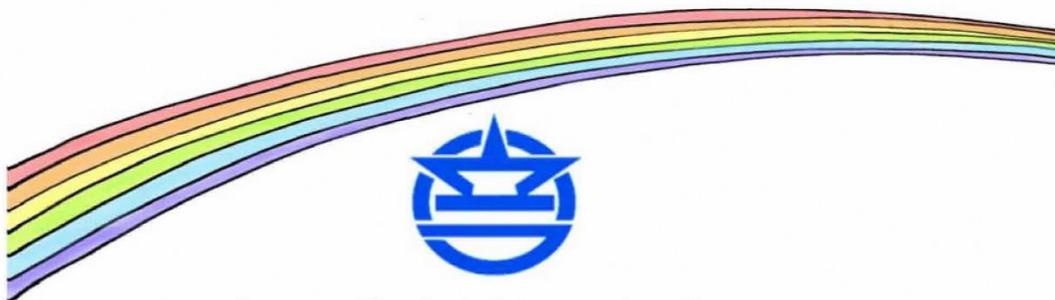
男女共同参画社会の実現には、多様な個性を認め合い、支え合う意識の醸成が必要不可欠です。

本市においては、2017（平成 29）年 1 月 1 日付で「レインボー都市うらそえ宣言」を行い、すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、誰もがティーンダ（太陽）のように輝ける住みよいまちを目指していくことを宣言しました。

基本理念である「あなた」と「わたし」が認め合い 支え合う “自分らしく” 輝くまちの実現を目指すため、性的マイノリティへの理解促進と支援策を充実させていくことを重点施策の 1 つと位置づけます。

【第3章 具体施策の展開】における関連施策】	
・3-(1)-①「レインボー都市うらそえ宣言」の普及促進	ア)「レインボー都市うらそえ宣言」の普及啓発 イ)性の多様性を認め合うためのイベントや講座、交流会の実施 ウ)性の多様性に関する庁内への理解促進
・3-(1)-②性的マイノリティへの支援充実	ア)相談窓口の設置、パートナー制度の創設 イ)市役所が交付する書類等における不要な性別欄の削除 ウ)市内公共施設への性別に関係なく使用できるトイレの設置に向けた働きかけ エ)地域活動、職場等において性的マイノリティへ配慮すべき事項の周知 オ)教育現場における性的マイノリティの理解促進に向けた啓発、トイレ・更衣室等学校生活で必要な当事者への配慮
・3-(2)-③ハラスメントの防止に向けた意識啓発	ア)ハラスメントは深刻な人権侵害であることの意識啓発 イ)ハラスメントの対象行為等の周知や防止に向けた意識啓発 ウ)事業主へのハラスメント防止の意識啓発 エ)女性相談等、相談窓口の周知及び被害者の負担軽減や解決に向けた支援
・4-(2)-①政策・方針への多様な視点の反映	ア)政策・方針への多様な視点からの意見の反映





## ”レインボー都市うらそえ宣言“

～性の多様性を認め合うまち～

人には多様な性の形があり、一人ひとりが大切な存在です。

誰もが望む性で生きること(性自認)、

どの性を愛するか、愛さないか(性指向)等は、

人が自分らしく幸福に生きる当然の権利であり、

尊重されなければなりません。

性の多様性を知り認め合うことは、

人権が守られる平和で豊かな社会に繋がります。

差別や偏見をなくし、誰もがティーン(太陽)のように輝けるよう、

ここに「レインボー都市うらそえ・性の多様性を認め合うまち」を

宣言します。

平成29年1月1日 浦添市

4. 施策の体系

本計画の施策体系は以下の通りです。

基本理念	基本方針	具体施策		重点施策(1) 子育て世代が活躍する 環境づくり	重点施策(2) 次世代に向けた 意識啓発	重点施策(3) DV被害者等への 支援の充実	重点施策(4) 多様な性を認め合う「レインボー都市うらそえ」の実現	働く女性の活躍推進計画 (第4章)	
“あなた”と“わたし”が認め合い 支え合う “自分らしく”輝くまち	1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	(1) 市民への意識啓発・情報発信の推進	①各種情報媒体を通じた意識啓発、情報発信の推進						
			②市民の目に触れる場所での意識啓発・情報発信の推進						
	③各種講座等への参加促進及び内容充実								
	④条例、計画、宣言等の周知								
	⑤ハーモニーセンターの周知と機能充実								
		(2) 次世代に向けた意識啓発の推進	①保育・教育現場における意識啓発の推進		ア)、イ)、ウ)、エ)				
	2. 配偶者等からの暴力(DV)等の根絶【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力(DV)等の防止に向けた取り組み	①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発			ア)	ア)、イ)		
			②相談窓口の周知と相談体制の充実				ア)、イ)、ウ)		
			③被害者支援の充実				ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)		
	3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進	(1) 多様な性を知り、認め合う社会づくりの推進	①「レインボー都市うらそえ」宣言の普及促進					ア)、イ)、ウ)	
			②性的マイノリティへの支援充実			オ)	ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)		
		(2) 人権意識の高揚促進	①人権意識の啓発			イ)			
			②平和な社会づくりと国際社会への貢献			イ)			
			③ハラスメントの防止に向けた意識啓発					ア)、イ)、ウ)、エ)	ア)、イ)、ウ)、エ)
		(3) 性に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重					ア)	
			②発達段階に応じた性教育・思春期教育の実施					ア)	
③ライフステージに応じた健康づくり支援									
(4) 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり		①生活上の困難を抱える子どもに対する支援			ア)				
		②就職困難者への就労支援							
	③ひとり親家庭への支援			ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)				ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)	
	④高齢者・障がい者・外国人等への生活支援								
4. すべての人が活躍できる社会の実現	(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進	①家庭生活における男女共同参画の推進		イ)				ア)、イ)	
		②地域における男女共同参画の推進							
		③職場環境における男女共同参画の推進		ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)、カ)				ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)、カ)	
	(2) すべての人が能力を発揮するための支援等の充実	①政策・方針への多様な視点の反映					ア)		ア)
		②女性団体等への支援							
		③就業者のスキルアップ、創業、再就職等に係る支援の充実							ア)、イ)、ウ)



## 第3章 具体施策の展開

---

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進
2. 配偶者等からの暴力（DV）等の根絶  
【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】
3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進
4. すべての人が活躍できる社会の実現



### 第3章 具体施策の展開

#### 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

##### ＜ 現状と課題 ＞

本市においては、第1次男女共同参画計画となる「浦添市てだこ女性プラン」1991（平成3）年の策定を皮切りに、本計画で3次となる行動計画の策定、「浦添市男女共同参画推進条例」の制定2007（平成19）年、男女共同参画推進の拠点となる「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター」の設置、「レインボー都市うらそえ宣言」2017（平成29）年等、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできました。

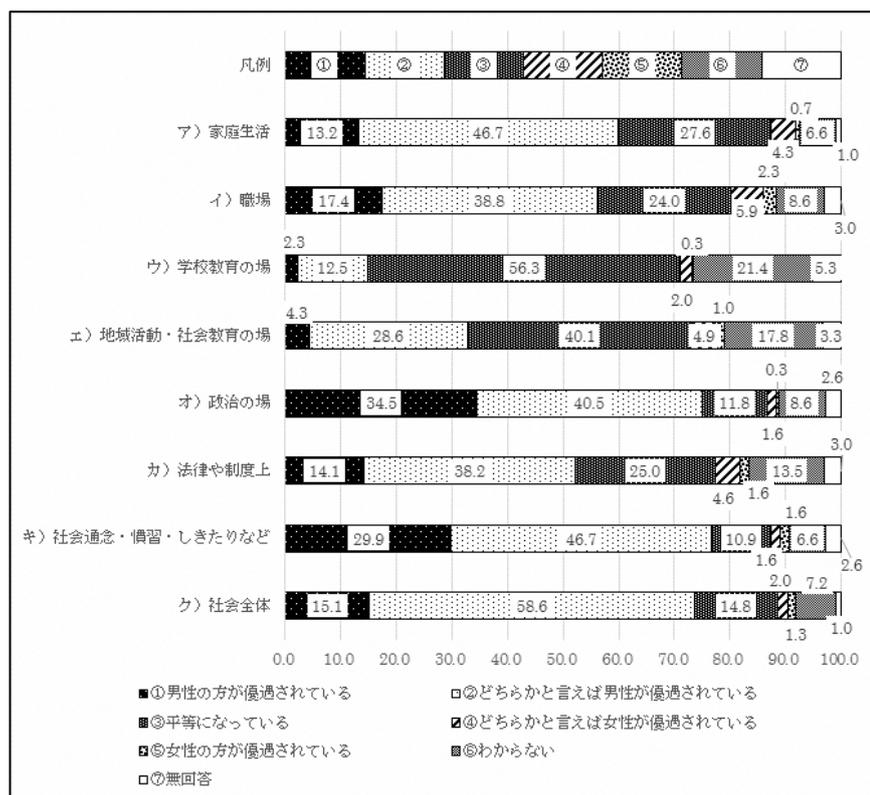
男女共同参画推進ハーモニーセンターでは、男女共同参画に係る情報や書籍等の収集、紹介・発信等に取り組むとともに、各種講座の実施など、男女共同参画の意識啓発及び実践に向けた働きかけを行っています。

また、教育現場においても、日頃から児童・生徒一人ひとりの個性を尊重するような教育の実践、人権教育等を進めており、

2016（平成28）年に実施した浦添市男女共同参画に関する意識調査（以下、市民意識調査）では、社会の平等感を問う項目において、「学校教育の場」のみが『平等』の割合が半数を超えました。

一方で、社会のあらゆる場面における男女の平等感について、『男性の方が優遇されている』という回答が、ほとんどの項目で多数派を占めており、未だ性別による不平等を感じる場面が残っている様子がうかがえます。

こうした状況を踏まえつつ、引き続き情報発信や学習機会の確保等をはじめ、教育や社会学習などあらゆる機会、あらゆる場面を通じた意識啓発を進めていくことで、男女共同参画社会の実現に向けた市民一人ひとりの意識の高揚を図っていく必要があります。



資料：浦添市男女共同参画に係る市民意識調査より

(1) 市民への意識啓発・情報発信の推進

※男女共同参画推進ハモニ-センタ-(以後、表中ハモニ-センタ-と記載)

施策	施策の内容	所管課
①各種情報媒体を通じた意識啓発、情報発信の推進	ア) 広報うらそえやホームページ等を通し、男女共同参画社会実現の意義や目的等をはじめ、関連する各種事業等について、広く市民に周知します。また、男女共同参画に関する最新情報や市の取り組み等について積極的に情報発信を行い、市民が興味関心を持てるような情報発信に取り組みます。	ハーモニーセンター
	イ) 浦添市公式アプリ「うらコロ」をはじめ、SNSの活用等、多様な情報媒体を活用し、市民が受け取りやすい情報発信を進めます。	ハーモニーセンター
②市民の目に触れる場所での意識啓発・情報発信の推進	ア) ハーモニーセンターにある書架やにじいろ文庫をはじめ、市立図書館とのタイアップによる企画展の開催等により、市民の目に触れる場での意識啓発や情報発信を進めます。	ハーモニーセンター、市立図書館
	イ) 男女共同参画週間におけるパネル展の開催等、市役所を訪れた市民への意識啓発を図ります。	ハーモニーセンター
③各種講座等への参加促進及び内容充実	ア) ハーモニーセンターで実施する関連講座をはじめ、生涯学習分野、就労分野等における各種講座を実施します。	ハーモニーセンター、生涯学習振興課、産業振興課、中央公民館
	イ) 関係部署間の連携により、社会動向や市民ニーズに合わせた講座の実施に努めます。	ハーモニーセンター
	ウ) より多くの市民が気軽に参加し、理解を深められるよう、講座内容・開催方法等の工夫・充実に努めます。	ハーモニーセンター、生涯学習振興課、産業振興課、中央公民館
④条例、計画、宣言等の周知	ア) 浦添市男女共同参画推進条例や第3次男女共同参画行動計画(本計画)、レインボー都市うらそえ宣言等について、その目的や意義、目指すべきまちの姿等について広く市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた理解促進を図ります。	ハーモニーセンター
⑤ハーモニーセンターの周知と機能充実	ア) 男女共同参画の拠点として、ハーモニーセンターの周知を行うとともに、にじいろ文庫の充実、関係団体の把握や活動内容の紹介及び団体への研修室の貸し出し、関係団体とのタイアップによるワークショップの開催等、拠点機能の充実に努めます。	ハーモニーセンター

(2) 次世代に向けた意識啓発の推進

施策	施策の内容	所管課
①保育・教育現場における意識啓発の推進 【重点2】	ア) 児童・生徒が互いに個性を認め合い、伸ばしていくことが出来るよう、性別に捉われない教育等の推進や人権教育とあわせた意識啓発を図ります。	保育課、学校教育課、こども青少年課、市民生活課
	イ) 「男らしさ、女らしさ」のような固定的な性別役割分担意識に捉われない教育環境づくりを進めます。	保育課、学校教育課
	ウ) 男女共同参画に関する知識を深め、意識を共有することが出来るよう、職員等の学習機会の確保を図ります。	学校教育課、教育研究所、保育課、ハーモニーセンター
	エ) 児童・生徒の職業観等の育成のため、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、性別に捉われない進路・職業選択を促します。	学校教育課、こども青少年課



## 2. 配偶者等からの暴力（DV）等の根絶

### 【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】

#### ＜ 現状と課題 ＞

我が国においては、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）に係る通報、相談、保護、自立支援等体制を整備し、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法が制定されました。

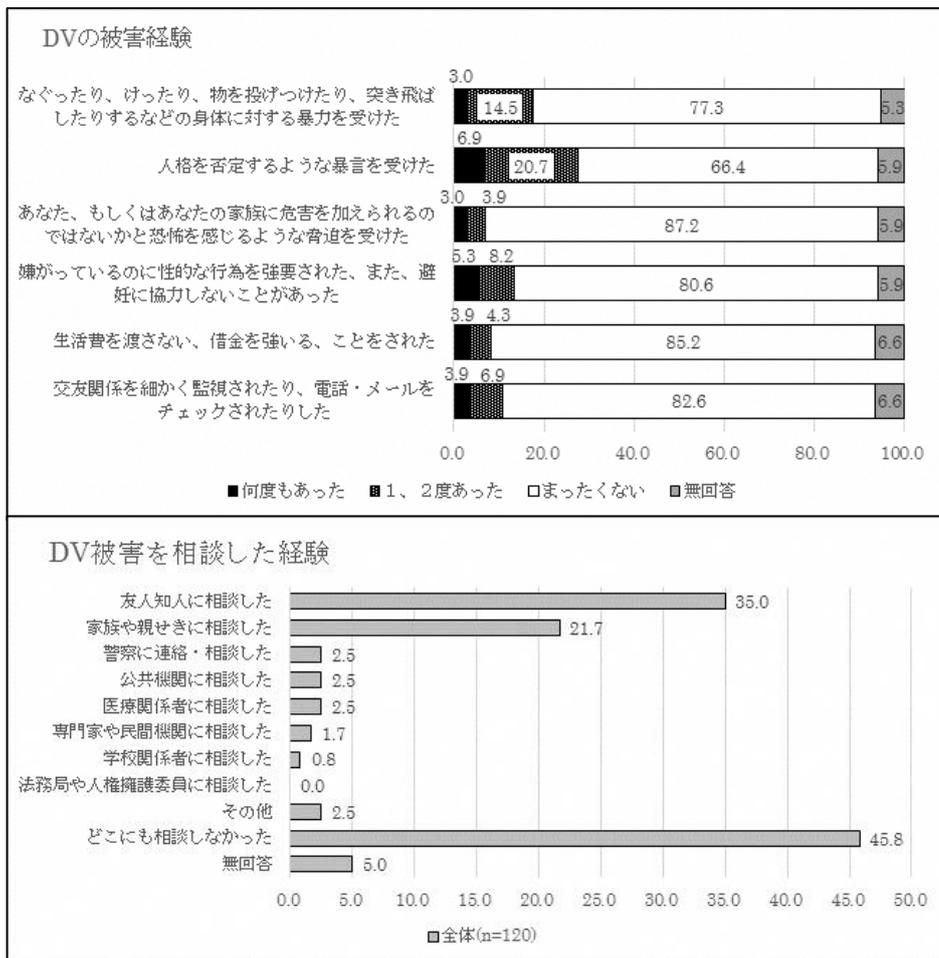
DVや児童虐待をはじめとする暴力行為は非常に深刻な人権侵害であり、時には命を脅かす犯罪行為となるため、あらゆる暴力を許さないという社会形成が必要です。

本市においては、児童家庭課に女性相談窓口を設置し、女性の多岐にわたる課題に対する相談体制を構築しています。こうした各種相談業務の中で、近年はDVや児童

虐待に関する相談の割合が高く、その対応が求められています。

2016（平成28）年に実施した市民意識調査では、『身近で（DV等を）見聞きしたことがある』、『回答者自身が被害に遭ったことがある』割合がともに約4割に上り、さらに、被害に遭ったにも関わらず「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」とする回答が5割弱に上ります。

このような状況から、より多くの市民に対する意識啓発や通報・通告義務の周知、相談窓口の周知及び体制の充実、被害者への生活再構築に向けた支援等、様々な対応の充実が求められています。



資料：浦添市男女共同参画に係る市民意識調査より

(1) 配偶者等からの暴力(DV)等の防止に向けた取り組み

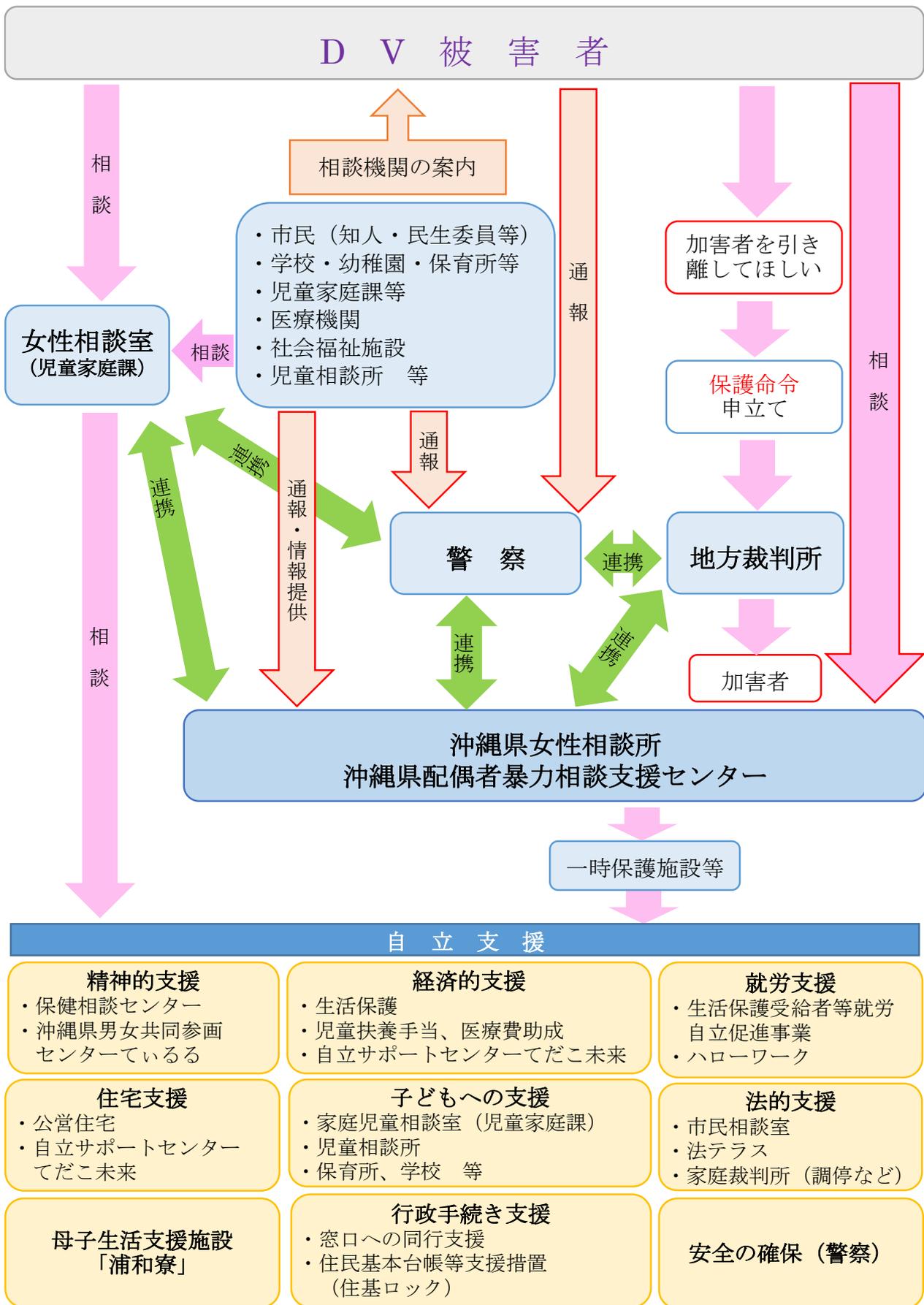
施策	施策の内容	所管課
①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発  【重点3】	ア) DVをはじめ、デートDV、女性に対する暴力(性犯罪、ストーカー、人身取引、売買春等)、児童や高齢者、障がい者等への虐待など、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。【重点2】	児童家庭課、保育課、学校教育課、地域支援課、介護保険課、福祉給付課、ハーモニーセンター
	イ) 「DV防止法」、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」、「ストーカー規制法」等、あらゆる暴力等の防止に関する法律の周知を行います。	児童家庭課、保育課、学校教育課、地域支援課、介護保険課、福祉給付課、ハーモニーセンター
②相談窓口の周知と相談体制の充実  【重点3】	ア) 女性相談や家庭児童相談等の市内の相談窓口をはじめ、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、警察等の相談窓口の周知を継続して行います。また、市民をはじめ学校など関係機関からもすぐに相談できるよう、庁内窓口の周知強化に努めます。	児童家庭課
	イ) 庁内をはじめ、関係機関等との連携により早期対応に努めるなど、相談体制の充実を図ります。	児童家庭課、保育課、学校教育課
	ウ) 相談員の研修機会の確保によるスキルアップ支援や相談員の適正配置により、相談対応の充実を図ります。	児童家庭課
③被害者支援の充実  【重点3】	ア) 市民への通報・通告義務 <sup>*1</sup> の周知を図るとともに、民生委員、要保護児童対策地域協議会、高齢者地域包括支援連絡協議会、障害者虐待防止センター等の関係団体との連携により、DVや虐待等の早期発見、早期対応に努めます。	児童家庭課、ハーモニーセンター、福祉総務課、地域支援課、福祉給付課
	イ) 庁内の各種窓口や健診事業、保育所・幼稚園・学校及び関係機関との連携のもと、児童虐待等の早期発見・早期対応に努めます。	児童家庭課、こども健康課、学校教育課、保育課
	ウ) 沖縄県配偶者暴力相談支援センター等との連携のもと、安全な一時保護等へつなぎます。	児童家庭課
	エ) 被害者情報保護について、庁内で共通認識を持つとともに、被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住基システムにおける住所の閲覧制限等に取り組みます。	市民課、児童家庭課、学校教育課、保育課
	オ) 被害者が新たな生活をスタートさせるために必要な住居確保や就労等の支援に努めます。	児童家庭課、保護課、建築営繕課

【用語解説】

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の第6条には、DVを受けている者を発見した場合の通報の努力義務が、また、「児童虐待の防止等に関する法律」の第6条には児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務が規定されています。



<DV支援の流れ>



### 3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進

#### ＜ 現状と課題 ＞

近年、性的マイノリティへのいじめや偏見、差別などの人権問題をはじめ、性の多様性を取り巻く環境は急速に変化しています。そのような中、本市においては、2017（平成29）年1月1日、すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、誰もが太陽のように輝ける住みよいまちを目指し、「レインボー都市うらそえ宣言」を行いました。今後、宣言に基づいた各種施策を展開し、誰もが住みよいまちづくりを目指していく必要があります。

また、性的マイノリティへの対応を含め、その根底となる人権意識の高揚を図っていく必要があります。人権を侵害する最たるもののひとつである戦争については、悲惨な沖縄戦を経験した本県だからこそ、次世代にその悲惨さ・非情さを伝えていくとともに、平和を希求する心を育てていく必要があります。

2016（平成28）年5月、厚生労働省は男女雇用機会均等法の「セクハラ指針」に、性的マイノリティへの性的な言動がセクハラになることを明記する方針が発表されるなど、ハラスメント行為への新たな対応が求められています。そうした中、2016（平成28）年の市民意識調査によると、約4人に1人の女性がハラスメント被害を経験したことがあると回答しています。また、セクハラ以外にも、妊娠中の女性に対するマタハラ、性別を問わず、職場内での優位性を背景に精神的・身体的な苦痛を与えるパワハラ等も社会問題となっています。ハラスメント行為は深刻な人権侵害であるとい

う意識啓発や、ハラスメント防止に向けた情報発信、被害者が相談できる窓口の周知等が必要です。

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。1994（平成6）年の「国際人口・開発会議」において、重要な人権のひとつとして「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※1</sup>」の概念が提唱されました。こうした人権を尊重していくためには、あらゆる世代への意識啓発をはじめ、望まない妊娠の防止や性感染症への正しい理解促進等、発達段階に応じた性教育を進めていく必要があるとともに、市民がいつまでも健やかな生活を送れるよう、ライフステージに合わせた生涯にわたる健康づくりの支援等に努めていく必要があります。

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。近年、本県では子どもの貧困が非常に深刻な課題となっており、沖縄県が発表した調査報告によると、子どもの相対的貧困率は29.9%（平成25年）と、全国（16.3%）の約2倍であるという結果が出ています。こうした状況を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るためには、学習支援や生活支援、保護者への就労支援等、様々な支援を進めていく必要があります。また、子どもに限らず、老若男女、人種、国籍を問わず生活上の困難を抱える方への自立支援が急務となっています。

#### 【用語解説】

※1 「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認証されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

(1) 多様な性を知り、認め合う社会づくりの推進

施策	施策の内容	所管課
①「レインボー都市うらそえ宣言」の普及促進 【重点4】	ア) 性の多様性を知り、認め合うことで誰もが輝けるまちを目指すため、「レインボー都市うらそえ宣言」の普及啓発を図ります。	ハーモニーセンター
	イ) 「レインボー都市うらそえ宣言」の理念に基づき、市民が性の多様性を知り、認め合うためのイベントや講座、交流会等を実施します。	ハーモニーセンター
	ウ) 市民との関わりが深い庁内の各窓口等への情報発信や研修の実施等、性の多様性に関する理解促進を図ります。	ハーモニーセンター
②性的マイノリティへの支援充実 【重点4】	ア) 市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会を構築していくため、相談窓口の設置やパートナー制度の創設に取り組みます。	ハーモニーセンター
	イ) 市役所が交付する各種証明書等において、性別欄が不要な場合はその削除に努めるとともに、庁内への働きかけを行います。	市民課、ハーモニーセンター
	ウ) 市内公共施設へ、性別に関係なく使用できるトイレの設置に向けた働きかけを行います。	ハーモニーセンター
	エ) 地域活動や職場環境において、性的マイノリティへ配慮すべき事項等について周知を図ります。	ハーモニーセンター
	オ) 教育現場において、性的マイノリティの理解促進に向けた啓発や、学校生活に必要な当事者への配慮（トイレ、更衣室、制服等）に努めます。【重点2】	学校教育課、ハーモニーセンター

(2) 人権意識の高揚促進

施策	施策の内容	所管課
①人権意識の啓発	ア) あらゆる人々の人権を尊重する意識の高揚を図るため、広報うらそえやハーモニーセンターだよりを通して情報発信を行うとともに、人権相談等を通して市民の困りごとへの対応等に努めます。	市民生活課、ハーモニーセンター
	イ) 教育のあらゆる活動・場面において、発達段階に応じた人権教育を推進します。【重点2】	学校教育課、保育課
②平和な社会づくりと国際社会への貢献	ア) 平和都市宣言・核兵器廃絶宣言の普及啓発など、平和なまちづくりに向けた啓発を行います。	国際交流課
	イ) 市内の戦跡地等を活用した平和学習や平和交流事業等により、恒久平和を希求する意識の高揚を促進します。【重点2】	国際交流課、中央公民館、学校教育課
	ウ) 国際交流協会や沖縄国際センター等と連携し交流機会の確保を図るなど、市民の異文化等に対する相互理解の促進を図ります。	国際交流課

施策	施策の内容	所管課
③ハラスメントの防止に向けた意識啓発 【重点4】 【女活】	ア) あらゆるハラスメント行為*は深刻な人権侵害であるという意識啓発を図ります。	ハーモニーセンター
	イ) 家庭や職場をはじめ、生活の様々な場面で起こりうるハラスメントについて、対象となる行為や場面等の周知を図るとともに、防止に向けた意識啓発に取り組みます。	ハーモニーセンター、職員課、産業振興課
	ウ) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策義務の周知を行うなど、事業主への意識啓発によるハラスメント防止を促します。	ハーモニーセンター、産業振興課
	エ) 女性相談をはじめ、沖縄労働局等の相談窓口の周知を図り、被害者の負担軽減や解決に向けた支援等を行います。	児童家庭課、ハーモニーセンター、産業振興課

【あらゆるハラスメント行為】

- セクハラ：セクシャルハラスメントの略。職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けることを指します。女性はもちろん、男性への性的な言動等もセクハラに当たるほか、性的マイノリティへの性的な言動もセクハラに当たります。男女雇用機会均等法により、事業主にその対策が義務付けられています。
- パワハラ：パワーハラスメントの略。職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものを含みます。
- マタハラ：マタニティハラスメントの略。働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことを指します。妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱い等は法律で禁止されています。
- パタハラ：パタニティハラスメントの略。働く男性の育児や介護を理由とした休暇取得や残業の拒否、時短勤務の取得等を妨害する行為を指します。
- モラハラ：モラルハラスメントの略。言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くすること。
- アカハラ：アカデミックハラスメントの略。大学法人などの学術機関において、教職員（教授等）が権力を背景に学生や他の教員に対して行う嫌がらせ行為を指します。

(3) 性に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援

施策	施策の内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重	ア) あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、親子健康手帳交付時の情報提供や講座の実施等による意識啓発を図ります。【重点3】	こども健康課、ハーモニーセンター
②発達段階に応じた性教育・思春期教育の実施	ア) 児童・生徒が性についての理解を深めることができるよう、男女の身体機能の違いやしきみ、望まない妊娠の予防に関する啓発、性感染症等への正しい知識の普及、デートDV防止教育等、発達段階に応じた性教育・思春期教育を進めます。【重点2】【重点3】	学校教育課、こども健康課、ハーモニーセンター
③ライフステージに応じた健康づくり支援	ア) 「健やか親子うらそえ21」、「健康・食育うらそえ21」「てだこ高齢者プラン」等の関連計画に基づき、母子保健事業や各種健診の受診勧奨等、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行います。	こども健康課、健康づくり課、地域支援課

(4) 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

施策	施策の内容	所管課
①生活上の困難を抱える子どもに対する支援	ア) 子どもたちが将来的に自立した社会生活を営むことができるよう、子どもたちへの学習支援や生活支援をはじめ、保護者及び家族等への支援を進めます。 <b>【重点1】</b>	保護課、保育課、児童家庭課
②就職困難者への就労支援	ア) 沖縄労働局との「雇用対策協定」に基づき、労働局との連携による就職困難者（高齢者、障がい者、ひとり親、生活困窮者等）への就労支援に取り組みます。	産業振興課、福祉給付課、保護課、児童家庭課
③ひとり親家庭への支援 <b>【重点1】</b> <b>【女活】</b>	ア) 「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」に基づくひとり親家庭への支援策の推進を図るとともに、計画の適切な進捗管理と見直しを行います。	児童家庭課
	イ) 母子生活支援施設「浦和寮」の活用により、生活上の課題を抱える母子世帯の生活支援及び自立支援を行います。	児童家庭課
	ウ) ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格取得への支援やセミナーの開催、母子・父子自立支援プログラムの作成支援等による就業支援の充実を図ります。	児童家庭課、産業振興課
	エ) 保護者が安心して就労できるよう、保育サービスの充実や待機児童解消等の推進を図ります。	児童家庭課、保育課
	オ) ひとり親家庭の抱える課題等にきめ細かな対応ができるよう、相談体制の充実や相談員のスキルアップ、窓口の周知等を図ります。	児童家庭課
④高齢者・障がい者・外国人等への生活支援	ア) 「てだこ高齢者プラン」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり・介護予防支援や介護サービスの充実、地域での支え合い促進等を進め、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	地域支援課、介護保険課、福祉給付課、福祉総務課、健康づくり課
	イ) 「てだこ障がい者プラン」に基づき、相談体制の充実や障害福祉サービスの充実、就労支援等、障がい者の自立と社会参加を実現し、共に生きる地域社会づくりに取り組みます。	福祉給付課、福祉総務課
	ウ) 外国人にも住みやすいまちづくりを目指すため、外国語表示による情報提供や窓口等での外国人対応の充実等を図ります。	国際交流課

#### 4. すべての人が活躍できる社会の実現

##### ＜ 現状と課題 ＞

国においては、2015（平成 27）年 8 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、女性の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備や支援等に国を挙げて取り組む方針を示しました。これにより、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業者は、女性の活躍に関する状況の把握や改善点の分析及びそれに対する取り組み内容、目標値等を盛り込んだ事業者行動計画の策定が義務付けられるなど、女性が活躍するための環境整備の推進が期待されています。

こうした状況の中、2016（平成 28）年に実施した市民意識調査より家庭内の役割分担についてみると、女性は主に「家事」や「家計の管理」、「子どもの世話・しつけ」など家庭内の事がらを担い、男性は「家計を支える」、「高額商品の購入（不動産等）」など仕事や経済的な分野を担っており、未だに「男性は外で働き、女性は家庭を守る」といった慣習が根付いている様子がうかがえます。また、社会のあらゆる場面において『男性が優遇されている』という回答が多くなっており、このような状況の改善に

向けて、家庭や地域社会、職場等、社会のあらゆる場面でワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

2011（平成 23）年 3 月 11 日に東北地方を襲った東日本大震災の発生以降、本市においても防災に関する市民意識は高まりを見せ、災害時の対応は重要性を増しています。こうした過去の事例では、避難生活における食料の確保やけが人・病人の世話等の家庭的な役割が女性に集中することや、非常時における男女のニーズの違いが配慮されないといった課題が明らかにされています。こうしたことから、防災施策の決定過程や防災現場における女性の参画拡大が求められています。

すべての人が能力を發揮し、活躍できる社会をつくるためには、個々の能力向上や能力を活かせる環境づくりが必要不可欠です。その環境づくりのために、女性のみならず、多様な視点を政策・方針へ反映していくとともに、女性団体連絡協議会への支援や就業に係る支援の充実を図り、市民が活躍の幅を広げられるような環境づくりを進めていく必要があります。

	主に夫が行う	主に夫が行い、妻が一部分担	夫と妻が同じ程度分担	主に妻が行い、夫が一部分担	主に妻が行う	その他または非該当	無回答
ア 家計を支える（生活費をかせぐ）	41.9%	26.0%	25.1%	2.3%	0.5%	2.3%	1.9%
イ 家事をする（掃除・洗濯・炊事）	1.4%	1.4%	18.1%	36.3%	42.3%	0.5%	0.0%
ウ 家計の管理	7.4%	14.9%	16.3%	9.8%	50.2%	0.9%	0.5%
エ 子どもの世話・しつけ	0.0%	2.8%	24.2%	29.3%	20.9%	19.5%	3.3%
オ 病人・老親の世話（介護）	0.9%	2.8%	12.6%	11.6%	18.6%	48.4%	5.1%
カ 子どもの教育方針・進学の設定	1.9%	8.4%	34.4%	19.5%	9.8%	21.4%	4.7%
キ 高額商品の購入（不動産等）	27.4%	19.5%	34.4%	1.4%	4.7%	9.3%	3.3%
ク 家庭の問題の最終的な決定	20.5%	20.9%	45.6%	5.1%	4.2%	2.3%	1.4%

資料：浦添市男女共同参画に係る市民意識調査より

(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

施策	施策の内容	所管課
①家庭生活における男女共同参画の推進	ア) 市民が家庭生活や地域活動、仕事の調和を図り、自らの望むライフプランを選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。 <b>【女活】</b>	ハーモニーセンター、産業振興課
	イ) 男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、各種講座の実施や内容の工夫等に取り組みます。 <b>【重点1】【女活】</b>	ハーモニーセンター、生涯学習振興課
	ウ) 「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の是正を図るための意識啓発や、慣習・しきたりなどの見直しに向けた意識啓発に取り組みます。	ハーモニーセンター
②地域における男女共同参画の推進	ア) 市民がまちに愛着と当事者意識を持ち、充実した地域生活を送れるよう、地域活動やまちづくり活動への参画を促進します。	市民生活課、生涯学習振興課
	イ) 災害時の対応や避難所における生活への対応等について、防災計画への女性の意見の反映を図るなど、男女共同参画の視点に立った防災施策の充実を図るとともに、防災講座等の開催により、地域防災力の強化を促進します。	防災危機管理室、ハーモニーセンター
③職場環境における男女共同参画の推進 <b>【女活】</b> <b>【重点1】</b>	ア) 未だ取得率の低い男性の育児休業・介護休業等の取得促進に向け、事例紹介等を通じた情報発信・意識啓発を行います。	ハーモニーセンター、産業振興課
	イ) 市役所における男性の育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、男女共同参画社会に向けた働き方を発信していきます。	職員課、ハーモニーセンター
	ウ) 保育サービスの充実や待機児童の解消等をはじめ、くるみん企業等 <sup>*1</sup> や沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業 <sup>*2</sup> の認定促進、イクボス宣言 <sup>*3</sup> の普及啓発など、子育てしながら働く環境づくりを推進します。	保育課、産業振興課、ハーモニーセンター
	エ) 男女雇用機会均等法や労働基準法、女性活躍推進法等の各種法制度の周知を図るとともに、長時間労働の是正等、就労環境改善について意識啓発を行います。	産業振興課、ハーモニーセンター
	オ) ポジティブ・アクション <sup>*4</sup> に取り組む企業の紹介など、企業の積極的な取り組みを支援します。また、女性活躍加速化助成金 <sup>*5</sup> の案内等により、積極的な取り組みを促します。	ハーモニーセンター、産業振興課
	カ) 沖縄労働局等との連携により、フレックスタイム制度やテレワーク <sup>*6</sup> 、短時間正社員制度の導入促進等、多様な働き方への意識啓発を行います。	産業振興課、ハーモニーセンター

【用語解説】

※1 くるみん企業：「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業です。認定を受けるには一定の基準を満たしたうえで、申請を行う必要があります。さらに進んだ取り組みをしている企業は「ブラチナくるみん」の認定を受けることができます。

※2 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業：沖縄県では、一定要件を満たした企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業として認証を行っています。

※3 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織のより良い成果を実現しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します。

※4 ポジティブ・アクション：これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例えば、営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半であるなど）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みを指します。

※5 女性活躍加速化助成金：女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「取組目標」、「数値目標」の達成に向けた「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に厚生労働省が助成金を支給します。

※6 テレワーク：勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態を指します。

(2) すべての人が能力を発揮するための支援等の充実

施策	施策の内容	所管課
①政策・方針への多様な視点の反映	ア) 女性をはじめ、多様な視点からの意見を政策・方針に反映させ、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、審議会・委員会等への多様な人材の登用を働きかけます。 <b>【重点4】【女活】</b>	ハーモニーセンター
②女性団体等への支援	ア) 浦添市女性団体連絡協議会への支援や県外・海外研修への派遣等により、女性が一層活躍できる社会づくりに向けたネットワークの拡充、リーダー育成を支援します。	ハーモニーセンター
③就業者のスキルアップ、創業、再就職等に係る支援の充実 <b>【女活】</b>	ア) 市民が自らの能力をさらに伸ばし、活かせるよう、資格取得等のスキルアップ支援を行います。	産業振興課
	イ) 妊娠・出産、介護等様々な理由により、一度離職した女性に対する再就職支援の充実を図ります。	産業振興課、ハーモニーセンター
	ウ) 市民が多様な能力を活かし、魅力あるコンテンツを生み出せるよう、商工会議所との連携や浦添市産業振興センター結の街の活用等を進め、創業支援の充実を図ります。	産業振興課



## **第4章 【浦添市働く女性の活躍推進計画】について**

---



## 第4章 【浦添市働く女性の活躍推進計画】について

近年、未だ残る職場における男女の不平等の是正や急速な少子高齢化の進展、多様化する社会経済情勢の変化等に対応するため、職業生活を営む（又は営もうとする）女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要とされ、2015（平成27）年に女性活躍推進法が制定されました。

同法においては、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主に事業主行動計画の策定が義務づけられるなど、働く女性が活躍するための環境づくりに、官民一体となって取り組んでいく姿勢が示されました。また、市町村においては、同法に関する施策を位置づけた「市町村推進計画」の策定が求められています。

こうした状況を踏まえつつ、本市においても「浦添市働く女性の活躍推進計画」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する市町村推進計画として位置づける）を策定し、働く女性又は働く意欲のある女性の活躍を積極的に支援していく必要があります。

本市の状況をみると、2016（平成28）年に実施した市民意識調査では、職場における男女の平等感は『男性が優遇されている』という回答が半数を超える結果となり、また、市民意識調査及び事業所意識調査（事業主対象）ともに、「賃金・昇進・昇格」や「募集や採用の条件」といった項目で『男性が優遇されている』の割合が高く、未だ職場における性別による不平等が残る様子がうかがえます。さらには、家事・育児等の家庭生活に関わる役割の多くが女性に偏り男性の参加が少ない現状もみられ、女性が外に出て働きやすい環境が十分に整っているとはいえない状況です。

また、働くことは経済活動に直結し、自立的な生活を営むうえで重要な条件となりますが、国勢調査等の統計資料では女性の非正規雇用者が多い状況や経済的困窮に陥りやすいひとり親家庭の9割以上が母子世帯である状況がうかがえます。

こうした状況に対応するため、「第3章 具体施策の推進」のうち、次頁の項目を「浦添市働く女性の活躍推進計画」として位置づけ、働く女性の個性と能力が十分に発揮されるまちづくりに取り組みます。

■【浦添市働く女性の活躍推進計画】に該当する第3章の施策一覧表

大項目	中項目	小項目	
3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進	(2)人権意識の高揚促進	③ハラスメントの防止に向けた意識啓発	ア)ハラスメントは深刻な人権侵害であることの意識啓発 イ)ハラスメントの対象行為等の周知や防止に向けた意識啓発 ウ)事業主へのハラスメント防止の意識啓発 エ)女性相談等、相談窓口の周知及び被害者の負担軽減や解決に向けた支援
	(4)生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	③ひとり親家庭への支援	ア)ひとり親家庭への支援策の推進 イ)生活上の課題を抱える母子世帯の生活支援及び自立支援 ウ)ひとり親家庭への就業支援 エ)待機児童解消等の推進 オ)相談体制の充実・相談員のスキルアップ
4. すべての人が活躍できる社会の実現	(1)家庭・地域・職場における男女共同参画の推進	①家庭生活における男女共同参画の推進	ア)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 イ)男性の家事・育児・介護等への参加促進
		③職場環境における男女共同参画の推進	ア)男性の育児・介護休業の取得促進に向けた意識啓発 イ)市役所における男性の育児・介護休業等の取得促進 ウ)保育サービスの充実やくるみん企業の普及啓発等による子育てしながら働く環境づくり エ)各種法制度の周知、長時間労働の是正等による就労環境改善の啓発 オ)男女共同参画に積極的な企業の取り組み支援 カ)フレックスタイムの導入促進等による多様な働き方への意識啓発
	(2)すべての人が能力を発揮するための支援等の充実	①政策・方針への多様な視点の反映	ア)政策・方針への多様な視点からの意見の反映
		③就業者のスキルアップ、創業、再就職等に係る支援の充実	ア)資格取得等のスキルアップ支援 イ)一度離職した女性に対する再就職支援 ウ)創業支援の充実

## **第5章 計画の推進に向けて**

---

1. 進捗管理の徹底
2. 市民・関係団体・事業者等との協働による計画の推進
3. 庁内連携の推進



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 進捗管理の徹底

第2次計画の点検・評価では、計画の進捗管理が課題として上げられ、位置づけられた施策・事業の一部で取り組みの遅れ等が確認されました。

計画に位置づけられた施策・事業内容はもちろん、それらが目指す目的まで定期的に確認していくことが重要です。

そこで、本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策等の進捗確認を毎年度行うとともに、その結果を浦添市男女共同参画審議会及び浦添市男女共同参画推進本部へ報告し、本計画の計画的・効率的な推進を図ります。

### 2. 市民・関係団体・事業者等との協働による計画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは決して成し得ることができません。市民や各種団体、事業者等の多様な人材が関わり合いながら、目的を共有し、同じ目標に向かって主体的に取り組むことが重要です。

本計画の推進にあたっては、関係する各施策・事業等において、市民・関係団体・事業者等様々な関係者との協働により計画の推進を図ります。

### 3. 庁内連携の推進

市役所には市民や事業者をはじめ、多くの来庁者が訪れます。また、男女共同参画という分野は、教育や就労、保健、福祉、平和、国際交流等、多様な分野が関わるため、その実現を目指すためには、本計画の施策・事業に直接関わる部署のみならず、全庁を挙げての意識的な取り組みが必要です。

そこで、庁内全体を対象に本計画の周知を図り、横断的な連携体制の充実により計画の推進を図ります。

■推進体制図

